

付表第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

対象所属	具体例
全所属	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害を理由に窓口対応を拒否する。 2 障害を理由に対応の順序を後回しにする。 3 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。 4 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。 5 事務若しくは事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付け、又は特に支障がないにもかかわらず、付添い者の同行を拒む。

福祉関係施設	<p>1 障害を理由にサービスの利用を拒否する。</p> <p>(1) 人的体制及び設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、医療的ケアの必要な障害者、重度の障害者又は多動の障害者の福祉サービスの利用を拒否する。</p> <p>(2) 身体障害者補助犬の同伴を拒否する。</p> <p>2 障害を理由にサービスの利用を制限する（場所、時間帯等の制限）。</p> <p>(1) 対応を後回しにする。</p> <p>(2) サービスの提供時間や提供場所を限定する。</p> <p>(3) サービスの利用に必要な情報提供を行わない。</p> <p>3 障害を理由にサービスの利用に際し条件を付す（障害のない者には付さない条件を付す。）。</p> <p>(1) 保護者や介助者の同伴をサービスの利用条件とする。</p> <p>(2) サービスの利用に当たって、他の利用者とは異なる手順を課す（仮利用期間を設ける、他の利用者の同意を求める等）。</p> <p>4 障害を理由に、サービスの利用・提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをする。</p> <p>(1) 行事、娯楽等への参加を制限する。</p> <p>(2) 年齢相当のクラスに所属させない。</p> <p>(3) 本人を無視して、介助者や付添い者のみに話しかける。</p> <p>(4) 本人（本人の意思を確認することが困難な場合はその家族等）の意思に反して、福祉サービス（施設への入所等）を行う。</p>
--------	--